

(その2)

公 有 財 産 売 買 契 約 書 (案)

稲敷市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、公有財産の売買について、次の条項により契約を締結する。

(目的)
第1条 甲は、その所有する次の物品（以下「売買物品」という。）を現状の姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買い受ける。

売買物品			
物品の種類	規格・型式	数 量	摘 要

(売買代金)
第2条 売買代金は、金 円とする。
2 乙は、前項の売買代金から次条第1項の契約保証金を差し引いた金 円を、甲の発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに一括して納入しなければならない。
(契約保証金)

第3条 乙は、契約保証金として、金 円を甲に支払うものとする。
2 前項の契約保証金は、この契約締結と同時に納付しなければならないものとし、既に納付済みの入札保証金から全額を充当するものとする。
3 甲は、乙が前条第2項に規定する義務を履行したときに、契約保証金の全部を売買代金の一部に充当する。
4 甲は、乙が前条第2項に規定する義務を履行しないとき又は第10条第1項の規定により契約を解除したときは、第1項の契約保証金を没収する。
5 第1項の契約保証金は、第11条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。
6 第1項の契約保証金には、利子を付さないものとする。
(所有権の移転時期等)

第4条 売買物品の所有権は、乙が売買代金（指定期限までに売買代金を納入しない場合にあっては、第9条第1項に規定する違約金を含む。）を完納したことを甲が確認したときに、甲から乙に移転するものとする。
2 売買物品は、前項の規定による所有権移転と同時に甲から乙に引渡しを行うものとする。
3 乙は、売買物品の引渡しが行われたときに、直ちに物品引受確認書を甲に提出しなければならない。
(名義変更手続及びその費用)
第5条 乙は、売買物品が自動車その他登録手続が必要であるものであるときは、前条の規定により売買物品の所有権が移転したのち、譲渡証明書等名義変更に必要な書類の交付を請求することができる。
2 乙は、甲から交付された譲渡証明書等により、遅滞なく名義変更手続を行うものとする。この場合に必要な費用は、乙の負担とする。
(危険負担)

第6条 この契約の締結後、売買物品が甲の責めに帰することのできない理由により滅失し、又は毀損した場合は、その損害は乙の負担とする。
(かし担保責任)

第7条 乙は、契約締結後売買物品に隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。
(用途の制限等)

第8条 乙は、売買物件を暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5条に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する営業又は無差別殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による処分を受けた団体の用途に供してはならない。
2 第三者に対して物件の売買、贈与、交換、出資等により所有権を移転し、又は賃借により物件を使用し、及び収益をさせようとするときは、前項の規定による用途に供しないよう、第三者に対して書面によりその義務を承継しなくてはならない。
3 甲は、第1項に定める事項について必要があると認めるときは、乙に対して、所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査をすることができる。この場合において、乙は、報告若しくは資料の提出を怠ったり、又は実地調査を拒み、若しくは妨げてはならない。
(違約金)

第9条 乙は、第2条第1項の売買代金の全部又は一部を指定期限までに納入しないときは、当該期限の翌日からの納入の日までの日数に応じ、その未納入額（その一部を納入した場合におけるその後の期間については、その納入金額を控除した額）につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する割合で計算した額の違約金を甲に納入しなければならない。
2 前項の違約金は、第11条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除等)
第10条 甲は、乙がこの契約に定める業務を履行しないときは、何らの催告も要せずこの契約を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに、売買物品を甲に返還しなければならない。
3 前項の場合において、乙は、滅失その他の事由により売買物品の全部又は一部を返還することができないときは、その損害賠償として甲の定める金額の支払をもって返還に代えることができる。

(損害賠償)
第11条 甲は、乙がこの契約に定める業務を履行しないために損害を受けたときは、その損害の賠償を乙に請求することができるものとする。
(有益費等請求権の放棄)

第12条 乙は、この契約を解除された場合において、売買物品に投じた有益費、必要費又はその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。
(返還金)

第13条 甲は、この契約を解除したときは、既に受領済の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、契約の締結に要した費用は返還しないものとする。
2 前項の返還金には、利子を付さないものとする。
(相殺)

第14条 甲は、前条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第9条第1項に規定する違約金又は第11条に規定する損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、それらの全部又は一部と当該返還金とを相殺できるものとする。
(契約費用の負担)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。
(信義則)

第16条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。
(管轄裁判所)

第17条 この契約に関し、甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。
(疑義の決定)

第18条 この契約に定めない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

年	月	日	
			甲 稲敷市
			稲敷市長
			乙

備考 この様式は、物品の売買契約に使用するものとし、これにより難いものにあつては、必要に応じ適宜補正して使用すること。